

# 障がいのある方を対象とした 職業訓練のご案内



## ◆障がい者委託訓練とは

岐阜県では、障がい者の就職を実現するため、企業や社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託をして職業訓練を実施しています。

仕事をする上で役立つ知識・技能の習得を目指すコースと、実際の職場で実践的な能力の習得を目指すコースがあります。

就労をお考えで、職業訓練を検討中の方は、お気軽にご相談ください。

## ◆訓練の対象者

障がいのある方で、ハローワークに求職申込みを行っている方

## ◆訓練手当等の支給

ハローワークで受講指示が出された訓練生に対して訓練手当等が支給されます。  
※要件によって受講指示が出ない場合があります。

## ◆その他

- ・受講料は無料です。ただし、テキスト代、交通費、保険料等は自己負担です。
- ・実践能力習得訓練コース、高等学校・特別支援学校等就職チャレンジコースでは、労災保険に加入します(特別加入)。保険料は、岐阜県が負担します。
- ・訓練生は、職業訓練生総合保険に加入します。保険料は、訓練生が負担します。

## ◆訓練までの流れ

### 知識・技能習得訓練コース

#### ①訓練の申し込み

訓練希望者はハローワークに申込みをします。  
複数のコースから、**自分に合ったコース**を受講できます。

#### ②訓練生の選考・決定

訓練先で訓練生を選考し、  
県が決定します。

訓練  
開始

### 実践能力習得訓練コース、高等学校・特別支援学校等就職チャレンジコース

#### ①問い合わせ

岐阜県労働雇用課  
にお問い合わせください。

#### ②打合せ

ハローワークとの連絡調整後、  
障がい者職業訓練コーディネーターが企業等を訪問し、訓練の  
打ち合わせや、訓練希望者との  
マッチング支援を行います。

#### ③訓練の申し込み

訓練希望者は、  
ハローワークに  
申込みをします。

訓練  
開始

## 相談・問い合わせ先

岐阜県商工労働部 労働雇用課 障がい者就労係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (内線) 3672、3673

FAX 058-278-2676



HPはこちら！

## ◆ コースの説明



公共職業安定所(ハローワーク)に求職申込を行っている方を対象とします。

### 【知識・技能習得訓練コース】

訓練内容：就職に必要な知識・技能の習得を目的とした、座学による集合訓練コース。

訓練コースの事例：IT（パソコン）技能習得訓練科（岐阜・西濃）、IT・ワークサポート科（飛騨）

訓練期間：3か月以内(月標準100時間、1日5時間程度)

#### POINT

- ・働くために必要な知識やパソコン技能を初歩から学ぶことができます。
- ・訓練生どうしで、切磋琢磨して学ぶことができます。

### 【実践能力習得訓練コース】

訓練内容：企業等を委託先とし、企業等の現場において、業務内容に沿った作業実習を通じ、  
実際の就労に近い形で、実践的な職業能力の習得を図るコース。

訓練コースの事例：事務、製造、接客、介護、製品梱包出荷作業、施設の清掃等

訓練期間：3か月以内(月標準100時間)

#### POINT

- ・実際の職場で実習することにより適性が確認でき、就職につなげることができます。

### 【高等学校・特別支援学校等就職チャレンジコース】

訓練内容：高等学校、特別支援学校高等部の3年生で、10月時点で就職先が内定していない生徒が対象。企業等が実施している業務に関する作業実習を行い、実践的な職業能力の習得を図るコース。（訓練開始は10月以降）

訓練コースの事例：製造業、仕分け・品出し・検品、接客サービス等

訓練期間：2週間～1か月以内（月標準60～100時間）

#### POINT

- ・学校教諭と連携して計画を進めていきます。